

発議案第2号

平成30年3月23日

市原市議会議長 菊岡多鶴子 様

提出者	市原市議会議員	保坂好則	⑩
賛成者	市原市議会議員	菊地洋己	⑩
	同	塚本利政	⑩
	同	二田口雄	⑩
	同	宮国克明	⑩
	同	永野喜光	⑩
	同	小沢美佳	⑩

#### 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

#### 記

- 1 市原市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

## 市原市議会基本条例の一部を改正する条例

市原市議会基本条例（平成24年市原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「及び送付」を削る。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

### 理 由

陳情の受付・審査の変更に伴い、手続きの整合性を図るため、改正しようとするものである。